

病院薬局の裏話

薬剤師 田中 幸典



長らく薬局で仕事をしてい
ます。日頃、一番多い質問は、
「この薬はきついかな？」です。
この質問に答えるのは、と
ても難しいです。実際に、多
くの人に副作用が出る薬があ
ります。それでも、すべての
人に同じように出るわけでは
ありません。同じ薬でも、何
ともない人がいます。
その一方で、誰でもどんな
人でも大丈夫という薬はあり
ません。
副作用が出る人が多いか少
ないか、確率が低くても重い

副作用が出るか出ないかなの
です。

ちなみに、わたし自身は、
すぐく副作用が出ます。じん
ま疹が出たり、手が震えたり、
下痢をしたり。同じ薬であつ
ても、必ずそうなるわけでは
ありません。その日の体調な
どによって違います。

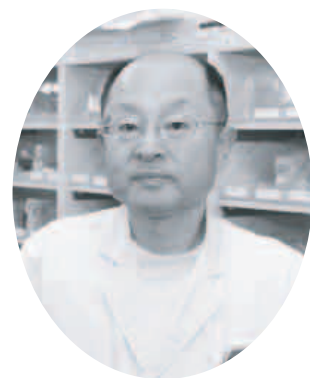
効果もそうです。

時々、痛み止めを飲みます。
いつも同じ薬ですが、よく効
く時と、まったく効かない時
があります。

わたしの場合は、飲むタイ
ミングが大事です。

早めに飲むと、よく効きま
す。痛みがひどくなつて、ど
うしようもない状態で飲んで
も、あまり効果がありません
(あくまで個人の意見です)。

次に多い質問は、「あの先
生どうなん？」です。地元で
暮らしていると、そういった
話が多いです。実際は、よく
分からないのが本音です。
わたしは加東市民病院以外
の病院・医院に行く機会がほ
んどありません。まして、
受診したことはありません。



です。ので、比較できないので
す。

わたしは当院を気に入って
受診しています。たまに入院
もします。

薬の手配がうまくいかない
時、「患者優先でがんばって
くれ」と、いつもは、おとな
しい医師が大きな声を出しま
す。

あるいは、お酒の席で「こ
んな治療をしたい。何とか助
けたい」と熱く語ります。

休みの日にも入院患者の様
子を見に来ます。

そんな本気の姿を見てもら
えないのが少し残念です。

日々の健康を考える時、自
分に合った医療が見つかるか
どうか、とても大切です。
加東市民病院が、みなさまか
ら選ばれる病院であるようが
んばります。

はり・きゅう・あんま・ マッサージ・指圧施術利用券が新しくなります

加東市では高齢者や障害者の方が、はりやマッサージなどの施術を受けられる際、その
費用の一部を助成するための利用券を交付しています。
現在お持ちの利用券の有効期限は、3月31日(月)までです。4月以降も、利用券の交付を
希望される方は、高齢介護課までお越しください。

対象者

加東市に住民登録があり、市民税所得割が
非課税の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳1級～6級をお持ちの方
(申請時には手帳を持参してください)

助成額

1回につき500円(医療行為を除く)
※申請月から1か月あたり1枚を交付します

申込時に必要なもの

- 対象者本人が申請する場合
印鑑、本人確認書類

○代理の方が申請する場合

対象者の印鑑と本人確認書類、
代理の方の印鑑と本人確認書類

○本人確認書類には、以下のものをひとつ持 参してください。

運転免許証、パスポート、写真付住民基本
台帳カード、健康保険証、介護保険証、身
体障害者手帳、年金手帳または年金証書、
後期高齢者医療受給者証

申込期間

3月26日(水)から(土・日・祝日を除く)

申し込み・問い合わせ 福祉部高齢介護課 ☎43-0440

加東市国際交流協会事業 兵庫教育大学留学生の フレンドシップファミリー募集



留学生との家族ぐるみの交流を通じて、楽しく
異文化を学びませんか。留学生は大学の寮に滞在
しますので、ホームステイではありません。お互
いの都合の良い時に一緒に食事をしたり、出かけ
たり、各家庭のペースで気軽に交流していただい
けます。平成25年度は、37家庭と留学生43人が家
族として交流されました。

対 象 国際交流協会の会員家庭
(加東市内・外問わず)
※フレンドシップファミリーへの申し
込み時にも入会していただけます。

活動期間 平成26年4月～平成27年3月

募集期限 3月20日(木)

申し込み・問い合わせ

企画部企画政策課

☎43-0388 FAX 42-5633

メールアドレス kokusaikoryu@city.kato.lg.jp



風しん予防接種券の有効期限は3月31日です



平成25年度に交付した接種券の有効期限が近づいています。まだ接種
されていない方は、お早めに実施医療機関へ申込みのうえ、接種を受け
てください。

※接種券の利用ができない医療機関で接種された場合は、償還払い(払い戻し)の
手続きができます。(平成25年4月1日以降の接種分)手続きは26年3月31日まで。

問い合わせ 市民安全部健康課(保健センター) ☎43-0435

70歳～74歳のみなさんへ 医療費の自己負担割合について のお知らせ



70歳から74歳の方の窓口負担は、法律により2
割と定められていますが、国の特例措置でこれま
で1割負担とされてきました。平成26年度から、
より公平な仕組みとするため、この特例措置が見
直されることとなりました。

誕生日が昭和19年4月2日以降の方

○70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕
生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2
割になります。

(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕
生日を迎える方は、5月の診療から2割負担に
なります。)

○なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定め
られていますが、70歳から2割負担となる方は、
69歳までと比べて上限額が下がります。

誕生日が昭和19年4月1日までの方

○平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のま
ま変わりません。

(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎
える方は、これまでの3割負担から1割負担に
なります。)

○窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

○上記に関わらず、所得が定められた基準を超え
ている方(現役並み所得者)は、これまでどお
り3割負担です。

※加東市国民健康保険に加入されている方は毎年
8月に所得区分の見直しを行っていますので、
負担割合が変更になる場合があります。

※後期高齢者医療制度に加入されている方は、対
象ではありません。

問い合わせ 市民安全部保険・医療課 ☎43-0500